保全管理命令

平成２３年（再）第２号
千葉市若葉区加曽利町1603番地31
再生債務者　ムトウ住建販売株式会社
1　主文　保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　千葉市中央区中央３丁目15番６号　やまちょうビル５階　渡辺・石川法律事務所　弁護士　石川　知明
3　保全管理人は、その職務の遂行状況並びにその管理する財産の状況及び収支の状況について、当裁判所の求めに応じ、随時報告しなければならない。
平成23年６月３日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

監 督 命 令

平成２３年（再）第１号
鹿児島県鹿児島市七ツ島１丁目１番12号
再生債務者　株式会社日本建機リース
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　鹿児島市山下町12―10徳田ビル201　新納法律事務所　弁護士　新納　幸辰
平成23年６月３日
鹿児島地方裁判所民事第３部

監督命令変更

平成２１年（再）第２号
三重県松阪市大口町字新地1510番地の45
再生債務者　八昇製菓株式会社
主文　平成21年８月10日にした監督命令中「監督委員　三重県津市丸之内養正町４―１　森永三重ビル２階　室木・飯田法律事務所　弁護士　室木　徹亮」とあるのを「監督委員　三重県津市羽所町345番地　津駅前第一ビル６階　北薗法律事務所　弁護士　北薗　　太」と変更する。
平成23年６月３日　　津地方裁判所松阪支部

再生手続開始

平成２３年（再）第２号
長野県千曲市大字八幡3297番地の２
再生債務者　長野工業株式会社
1　決定年月日時　平成23年６月３日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年７月８日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成23年８月12日から平成23年８月26日まで
長野地方裁判所民事部

再生債権の特別調査期間

平成２２年（再）第８号
神戸市西区櫨谷町福谷882番
再生債務者　医療法人社団白眉会
特別調査期間　平成23年６月16日から平成23年６月23日まで
平成23年６月２日
神戸地方裁判所第３民事部

決議に付する決定

平成２２年（再）第３号
熊本市本山３丁目３番２―1110号
再生債務者　牛嶋　武司
1　決議に付する再生計画案　平成23年４月７日付け再生債務者提出の再生計画案
2　書面投票期間　平成23年７月４日まで
3　議決権不統一行使の通知期限　平成23年６月27日
平成23年６月２日
熊本地方裁判所民事第１部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２０年（再）第２号
青森県八戸市大字三日町16番地
再生債務者　丸福商事株式会社
1　決議に付する計画案　平成23年５月20日付け再生債務者提出の変更再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成23年７月29日午後２時30分
⑵　会議の目的　変更再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成23年７月15日まで
平成23年６月３日　青森地方裁判所八戸支部

再生計画認可

平成２２年（再）第２号
青森県青森市長島２丁目１番５号
再生債務者　株式会社みどりや
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年６月３日
青森地方裁判所第２民事部

再生手続終結

平成１９年（再）第２号
愛媛県四国中央市土居町上野甲1525番地
再生債務者　株式会社生コンＲｙｕ　Ａｄｖａｎｃｅ（旧商号東予生コンクリート株式会社）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年５月25日　　松山地方裁判所民事部

再生手続廃止及び保全管理命令

平成１９年（再）第１号
沖縄県宜野湾市大山６丁目２番18号
再生債務者　有限会社ベストビバレッジ
1　主文
⑴　本件再生手続を廃止する。
⑵　保全管理人による管理を命ずる。
2　保全管理人　沖縄県那覇市前島２丁目９番13号大城物産本社ビル３階　弁護士法人ひかり法律事務所　弁護士　阿波連　光
3　理由の要旨　本件再生手続には民事再生法194条に定める事由がある。
平成23年６月２日　那覇地方裁判所沖縄支部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第９１号
静岡県榛原郡吉田町川尻810番地の４
再生債務者　増田　智善
1　決定年月日時　平成23年４月27日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年５月18日まで
4　一般異議申述期間　平成23年５月27日から平成23年６月８日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（再イ）第３４号
栃木県宇都宮市今泉町34番地１　エトワール今泉305
再生債務者　深谷　恒夫
1　決定年月日時　平成23年６月２日午後０時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月23日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月７日から平成23年７月15日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２３年（再イ）第５号
北海道日高郡新ひだか町静内末広町２丁目14番36号　野田マンション102
再生債務者　谷口　　進
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月24日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月８日から平成23年７月15日まで
札幌地方裁判所浦河支部再生係

平成２３年（再イ）第１２号
北海道小樽市朝里川温泉１丁目306番地
サーム朝里が丘312号室
再生債務者　山田　正已
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月24日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月８日から平成23年７月15日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（再イ）第３６５号
埼玉県和光市白子３丁目27番27号
再生債務者　水柿　恵一
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月24日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月８日から平成23年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２３年（再イ）第９２号
埼玉県久喜市栄１丁目11番地２
再生債務者　秋本　寿子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年６月24日まで
4　一般異議申述期間　平成23年７月８日から平成23年７月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部